

＜公募シンポジウム S1-17＞ 資料の提供方法

▶次のいずれかから入手することができます



<https://www.344orange.or.jp/jaspcan31th>

▷接続環境によりダウンロードに時間を要する場合があります

11月17日（月）17時まで提供します

▶同じ資料（鈴木秀洋の動画を含む）は、今月下旬以降に鈴木秀洋研究室のホームページに掲載します

<https://suzukihidehiro.com/>

公募シンポジウム S1－17

こども家庭センターにおける妊婦・こども・子育て家庭との伴走の具体 －自治体職員、民間職員の役割－

<発表者>

鈴木 智（子ども家庭支援センター「オレンジ」）

木村 朱（宮城県涌谷町こども家庭センター）

山川 玲子（社福法人 子どもの虐待防止センター）

鈴木 秀洋（日本大学大学院）

S1-17

こども家庭センターにおける妊婦・こども・子育て家庭との伴走の具体
—自治体職員、民間職員の役割—

こども家庭センターは誰のために設置したのか ～「カタチ」よりも「ナカミ」～

- I センター設置後に感じていること
- II 市町村のしくみとセンターのホントの目的
- III ホントの目的に迫る「ナカミ」づくりのための提案

子ども家庭支援センター「オレンジ」
センター長 鈴木 智

日本子ども虐待防止学会
第31回学術集会ほっかいどう大会
COI 開示

発表者：鈴木 智

演題発表に関連し、開示すべきCOIはありません

<抄録の要旨>

『こども家庭センターは誰のために設置したのか』

理念を示す言葉は並ぶが具現に向けた強い意志が伝わってこない
体制づくり(ハード)が優先し、相談支援の在り方(ソフト)が追いやられている
ソフトは地域や自治体の実状で大きく異なり主体性や温度が問われる部分
対象となる方とつながるために戸惑い積み上げていく営みが求められる
それなくして「一体化・連携」「切れ目なく」「さまざまな悩みに」はない
自治体のために機能を一体化させたわけではない
全ての妊産婦、子育て世帯、子どものために設置した
ソフトこそ力ギを握ることを早々に確認する必要がある



感じる課題とソフトづくりへの視点の一端を見家センの立場から発信する

<こども家庭センターのハードとソフト>

▷ ハード ⇒ カタチ

- ・設置要綱や組織編制(部・課・室・係)
- ・配置職員(人数, 役職, 専門職, 正職員・会計年度職員等)
- ・会議の位置づけ(センター内, 要対協関連)

▷ ソフト ⇒ ナカミ

- ・他課等との実務的位置関係
- ・配置職員の業務とセンター内連携の具体
- ・要対協の在り方や業務との融合
- ・会議の運営手法(合同会議, 実務者会議・個別ケース検討会議等)
- ・相談支援の基本的理念(支援観)や実務を支える機能や資源

～鈴木の考え方～

1 カタチ：ガイドラインや好事例等を参考にしたり真似したりできる

ナカミ：実状を踏まえ自ら考えていかねば構築できない(好事例を追ってもムリ)

↓

・センターの成否はナカミがカギを握る

2 子ども家庭支援業務

市町村も民間も同じものを求めていく協働体 クライアントのウェルビーイング

| センター設置後に感じていること

❖市町村の担当者から聞いた声

1 「センター開設から1年、 肌感覚でよいので教えて欲しい」

(成果・得られたこと)

- ・母子と福祉間での意識した情報共有 → 頻度・情報量の向上
- ・乳幼児期のエピソードが分かることによる子ども理解の促進
- ・母子と福祉の同行訪問及びそれによる見方・考え方の広がり
- ・保健師の仕事の理解進んだ
- ・母子と福祉で一緒に考える
- ・妊婦時期から必要な支援進んだ
- ・母子保健の安心したケース対応
- ・支援が必要な家庭の早期発見・把握と支援
- ・可能なサービス増

⇒設置による一定の成果と受け止める、 支援を支えるものになる
支援がどう変わったかは語られなかった

(課題・これから取り組んでいきたいこと)

- ・本庁舎との分離による迅速な他課連携困難に
- ・サポートプランの作成
- ・相談員が会計年度任用職員であることの責任やケース継続の不安・心配
- ・支援ニーズに気づいていない・支援を求めるために困難を抱える家族の支援
- ・小学校へのつなぎ
- ・さらに気軽な相談を増す

(相談者や市民からの声)

- ・相談室が明るい雰囲気になって居心地が良い
- ・広報が足らず今のところ届いていない
- ・特に聞いていない

2 「それらは市からの視点、市民がどう変化を感じたかを追い求めていって欲しい」

→「他市から転居してこなければ分からぬ、評価する方法があったら教えて欲しい」

※市民目線からの評価が自分たちにはできないということ？

～気になったこと～

- ・市町村の部署内の状況に限られている
センター設置のホントの目的を理解している？ 誰のためのセンター？
- ・クライアントに焦点化する民間相談支援機関の視点は取り入れられていない？

❖ こども家庭センター設置後に見受けられる状況

▷ 担当部署とのやりとりで

- ・関係機関として情報を伝えるが**市から情報が提供されない**
- ・エピソードは語られるが**支援目標・方針が語られない**

▷ 要対協実務者会議で

- ・会議時間のほとんどが**ケース説明に費やされる**
- ・**見立てや支援目標・方針が語られない**

▷ 個別ケース検討会議で

- ・情報共有→協議→役割分担という形式的な流れ、その行ったり来たりがよくある
- ・ケースの見立てを踏まえた**会議の目的・重点がハッキリ示されない**

⇒ これまでと変わらないという印象

○ ハードはできたが**支援や要対協の新たな姿は見えてこない**

センター設置を契機に「市の子ども家庭支援全体を設計し直す」

「支援業務をどうしていく」には取り組まれていない？

⇒ **支援(ナカミ)は変わらない**

❖ある県の家庭児童相談部署から講話の要請

<事前打ち合わせで語られたこと(統括支援員)>

▷感じていること

- ・こども家庭センターの**カタチはできた**
- ・全国的な流れでもありとりあえずつくっておこうという空気があったかもしれない
- ・カタチはできたけれども**何が変わるのかな**

▷だから今

- ・家児相として**大ごとはしなくともここは大事にしよう**ということを追っていきたい
- ・**足元から**自分たちの動きをチェックしたい
- ・児童福祉の**原点**を見る必要がある
- ・センターが**始まつたいま押さえておきたいことは何だろう**
- ・今回の講話ではこのような思いの背中を押して欲しい

▷我々は「**家児相が市民の信頼に足る相談員を目指す**」 (目的に迫ろうとしている)

“仏作って魂入れず” (しくみ作って魂入れず)

今回の講話の企画意図は「ナカミ」「魂」を求めるもの

↓

『こども家庭センターの発足で私たちに問われていること』

～児童福祉の原点を今一度見直しませんか

センターの「ホントの目的」に迫るために～

<事前にあった質問（一人の家庭児童相談員から）>

「こども家庭センターの現実的な動きについて聞きたい
個々の市町村の持ち味を生かした動きでいいのか」

(伝えたこと)

ぜひ持ち味を活かしてください

こども家庭センターは個々の市町村のこどもや養育者のためのカタチです

地域ごとの歴史や産業・文化、行政サービス、支援資源、住民の生活は違います

こども家庭センターのカタチもそれぞれ違います（違ってくるはず）

支援の実務を担う相談員の力量や思いも違います（違っていい）

これらの違いから出てくる「強み」も当然違ってきます

私たちが支援方針を立てる際に当事者の「強み」をどう活かすか考えます

同じようにこども家庭センターの運営では個々の市町村の「強み」が活かされて当然です

「強み」 = 「持ち味」だと思います

「持ち味」を活かそうとする姿勢がナカミの力を発揮させ、また育てると思います

「持ち味」が何であるかわからないままの市町村があつたらぜひ突き止めて欲しいものです

自治体アセスメントは「持ち味」を明らかにするためにも利用できます

☆このような統括支援員の受けとめや家庭児童相談員の疑問



ナカミを変え相談支援活動を変えていく

II 市町村のしくみとセンターのホントの目的

❖市町村が設置してきた子ども家庭支援のしくみ

1964年 (61年前)	2004年 (21年前)	2016年 (9年前)	2024年 (1年前)
家庭児童 相談室	要保護児童対策 地域協議会 (要対協)	①子ども家庭総合支援拠点 ②子育て世代包括支援センター	こども家庭 センター
市町が 子育ての相談に 応じるしくみ	市町が 事務局となって 機関をつなげるしくみ	①児童福祉と②母子保健の協力	市町が ①児童福祉と②母子保健 を一体的に行うしくみ
県から市町への 業務委譲	市町と関係機関が一緒に やっていくこと		市町業務の 機能強化

「家庭児童相談室」「要対協」「こども家庭センター」が市町村の3つのしくみ

❖市町村の3つのしくみ

「家庭児童相談室」

子育ての相談に応じるしくみ
(保健師や家庭児童相談員等)
・相談支援力

「要対協」

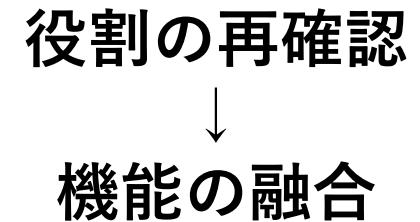
機関間をつなげ連携の土台をつくるしくみ
(調整担当者)
・連絡調整力

「こども家庭センター」

市町村の総合的対応力を高めるためのしくみ
家庭児童相談室の機能を包含
ソーシャルワーク機能
(統括支援員、児童福祉担当者と母子保健担当者)
・部署内の調整力、ソーシャルワーク力

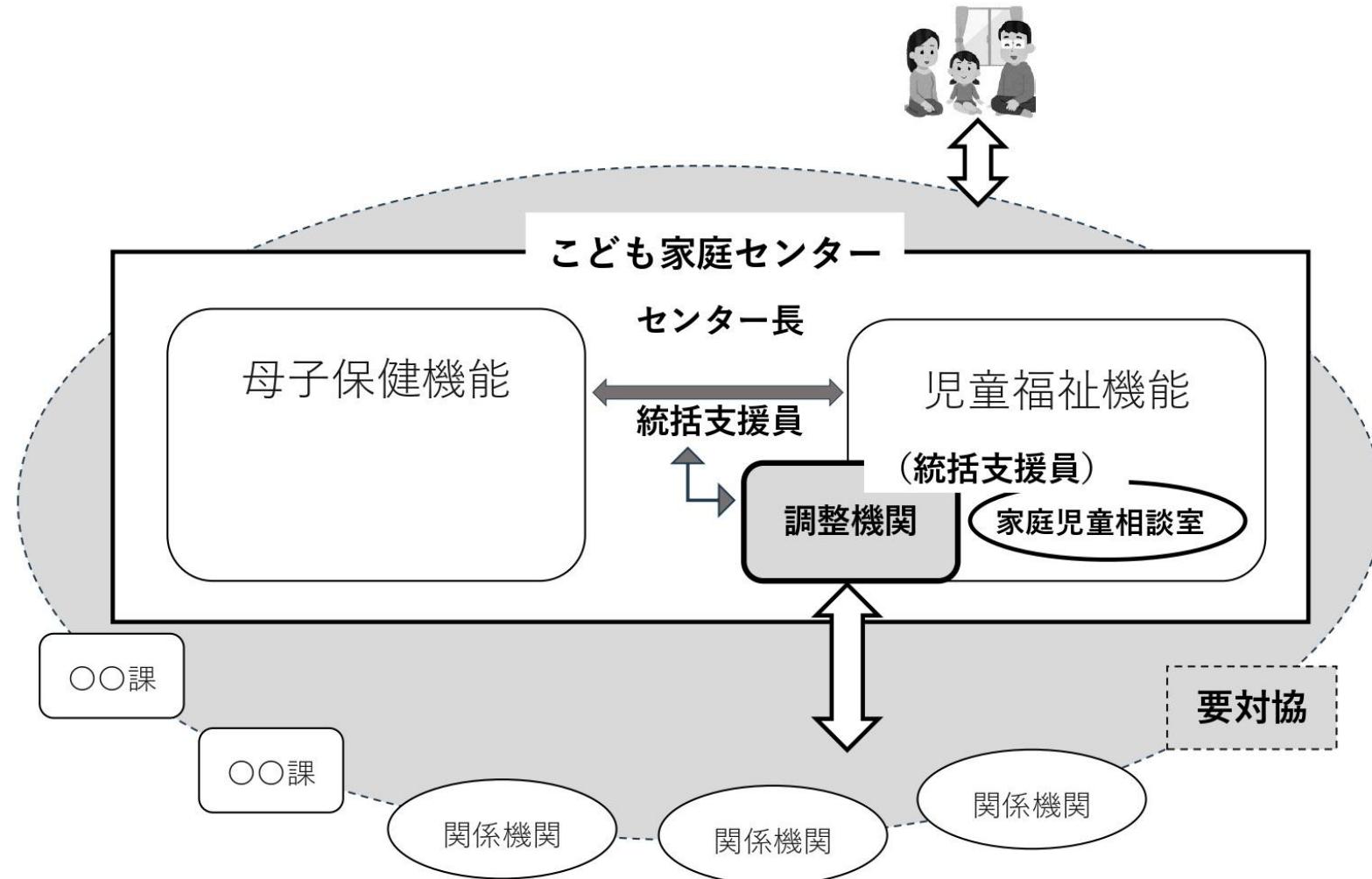


いま



- ・根拠法規や求められる機能が異なるが、いずれも高い専門性が求められる

<「家庭児童相談室」「要対協」「こども家庭センター」のイメージ>



- ・統括支援員が要対協調整担当者や家庭児童相談室相談員を兼務することは多い
- ・統括支援員業務と調整担当者業務の線引きは難しく、また明確に線引きする意義も薄い
- ・小規模町村は家庭児童相談室、調整機関、こども家庭センターの業務を1~2名で担っているところもある

❖センターのホントの目的

○目的（子ども家庭センターガイドライン）

- ・ 一体的支援を実施する
- ・ 両機能の連携・協働を深める
- ・ ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪にする
- ・ 切れ目なく漏れなく対応する



これを手段として

○ホントの目的

- ・ 支援が変容(向上)した
- ・ “育ち”や“育て”に支援が有効に機能している
- ・ 子どもの権利や利益がより保障される

❖資料（講話資料の一部）

『要対協の効果的な運営と関係機関との連携について』 淑徳大学総合福祉学部・佐藤まゆみ教授

○地域包括的・継続的支援、関係機関の連携・協働の「視点」

▷ 「子ども中心」：支援の継続的な包括化のため、子どもを主語に考える

・自治体を主語にした場合

子ども家庭相談に関する市町村の役割・責務を果たす方策として、こども家庭センターがあるということの確認・意識の共有は不可欠。

一体的支援は最も重要な支援の入り口・土台が児童福祉と母子保健で別れていたものを一体化するためにある。体制作りはどうしてもこちらになりがちで、手段が目的になりやすい。

・子どもを主語にした場合

一人ひとりの最善の利益について、子どもの成長の時間軸に合わせて必要なことが何か、それを子ども本人と最も身近な環境を形成する保護者に聴きながら、多角的なアセスメントにより見通しをもって、一緒に取り組んでいくパートナーになる。

▷ こども家庭センターは支援の包括化の手段であって目的ではない

- ・「こども家庭センターをどう運営するか」ではなく、「子ども家庭相談の継続的な包括化に対してこども家庭センターがどう機能しているか」をチェックする視点が必要。
- ・こども家庭センターやサポートプランは、子ども家庭相談の手段であり、目的ではない。単なるサービスパッケージでもない。要対協の支援計画も包括的・継続的支援の手段。

→課題や到達点を検討する時に、「主語を子ども」にして、体制の基軸を「子どもまんなか」に据える必要がある。目指さなければならないのは、「子どもの最善の利益」であり、この原理原則から出発することを理念的に共有しておく必要がある。

III ホントの目的に迫る「ナカミ」づくりのための提案

❖市町村

1 3つのしくみの役割を再確認し機能を融合させる

- ・センターが要対協を活かす ⇔ 要対協がセンターを活かす
- ・センターの役割の確認と要対協のリニューアル

2 支援理念・支援観を振り返り、再確認・共有する

(1) 個の問題に帰着させない見立てと支援

- ・社会や地域が背景・要因にあるというとらえ

(2) 子どもや養育者(当事者)主体の支援

- ・当事者の力の発揮を促す伴走・見守り・寄り添い者
- ・対象者と対象家庭の理解と強みの追求

(3) 当事者自身が支援資源

- ・当事者の潜在的力の発掘と発揮(エンパワーメントや自己決定)

⇒これらが共有できたら新たな部署内連携が生まれる

3 関係機関との連携に②③を取り入れる

- ・①情報共有→②方針共有→③思いの共有 ⇒ 協働 という認識
 - ①で止まっている状況が多い
それだけでは情報からの見立てができるない
 - ②が整えられるとケースの立体的とらえにつながる
 - ③が加わると機関相互をエンパワーメントする
- ・「連携」から「運動」へという感覚

4 「全てのこども」に対応するために所属の存在を再認識する

- ・妊産婦 → 母子保健という法に基づいたしくみ
こども → しくみはない
- ・週5~6日かかる所属の優位性
- ・所属にモニタリングの視点を提供する
所属と同じ温度であり続ける
- ・所属用アセスメントシート

5 民間機関のもつ専門性を活用する

- ・アセスメント、支援計画・方針作成
関係づくりや相談支援手法、ペアトレ
- ・受理会議等初期段階から
行き詰ったときに
- ・一緒に考える（アドバイザー）
- ・相互が補完する役割

6 民間機関の声や提案に注目する

- ・市町村の対応を関係機関がどう受け止めているか
→ 有効な自治体アセスメントになり得る
- ・率直な意見交換がこども家庭センターを機能させ地域をつくる
- ・協働で地域資源の開拓

❖民間機関

1 地域の支援体制づくりの一員であるという意識を持つ

- ・連動支援のできる地域づくりにむけ市町村と協働する立場
- ・機関連動できている地域にするという思い

2 市町村へ積極的に声を届けることの意義を認識する

- ・感じたことや要望を留めおくのは機関連動に寄与しない
市町村との関係に忖度するのは子どもや養育者に対する不誠実
- ・届ける声が地域運動につながる

3 市町村の事情や都合を理解する

- ・通告先、自治体としての責任・役割を背負う
問題の解消に向きがちな傾向の必然性
- ・自治体だからできないこと

4 支援資源の開拓に向け提案し一緒に考える

- ・市町村の限られた職員で開拓することの大変さ
- ・民間だからこそ見え発想できるもの
- ・資源の開拓は民間も協働して進めるという認識

5 市町村の意を体した対応を心がける

- ・行政機関というデメリット
- ・できないこと、やりにくいこと
- ・民間機関の特性や柔軟性を活かす

(参考)

❖ ある県の講話で児家センの立場から市町村担当者に伝えたこと

○市町村にも考えていただきたいこと（日常業務から感じる私見）

① 市に情報提供するが**市から情報が提供されない**

→ 市が閉じて（孤立して）いない？

② エピソードは語られるが**支援方針が語られない**（日常，会議）

→ 方針を共有しないとエピソードを提供されても見立てができるない
市の方針に沿ったケースワークができない

③ 個別ケース検討会議で**対話の土台がない**ままに進行している

→ 情報共有・協議・役割分担という形式的な流れ

情報共有は日常のやり取りで済ますことができる

「今後，何を（見立ての結果），どうしたい（方針）」を明確にして進める

④ 起こっていることへの対応に終始している様子が窺える

→ 家庭の歴史や養育者の都合を理解した支援を共に進めたい

対象者のもつ力を発揮させる相談支援

⑤ 国が打ち出す**新たな施策を積極的に活用**して欲しい

→ 一緒に考えたい，地域資源の開拓